

【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「足下の経済雇用情勢を踏まえ、就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組むとともに、生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う。さらに、平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、その制度全般について予断なく検討し、必要な見直しを行う。」

【論点】

- 雇用情勢は世界金融危機前の水準を回復する一方、就労可能な受給者が多い「その他の世帯」の世帯数は高止まりしている。
- 近年、就労自立給付金の創設などの就労支援策を拡充してきたが、就労による保護脱却是4割にとどまっている。

生活保護法（抜粋）

第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。



【改革の方向性】（案）

- 生活保護制度は、能力を活用してもなお足りない部分を保障するものであり、能力に応じた就労又は就労準備訓練を受けることを原則とするとともに、正当な理由なく拒否した場合には、保護の停止・廃止のほか、保護費の減額など柔軟な対応を可能とする制度とすべき。
- また、各種加算・扶助についても、就労意欲の向上の観点も踏まえつつ、経済社会情勢の変化やこれまでの社会保障・社会福祉分野における制度の拡充を考慮して、その必要性や在り方を検討すべき。

【検討・実施時期】（案）

- 現行制度で可能なことは、できる限り早い時期に具体的な内容について結論を得て、速やかに実施する。
- 平成29年度の生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度の在り方について検討を行い、その結果を踏まえて、平成30年通常国会への法案の提出等の所要の措置を講ずる。

【KPIの在り方】（案）

- 保護脱却に向けた一歩として、各都道府県等のその他の世帯等の世帯類型における就労率等をKPIとして設定（例えば、その他の世帯57について、横浜市・広島市と同程度の就労率（50%）等を目標として設定することが考えられる）。

生活保護制度における就労インセンティブの強化②

④④ C/D

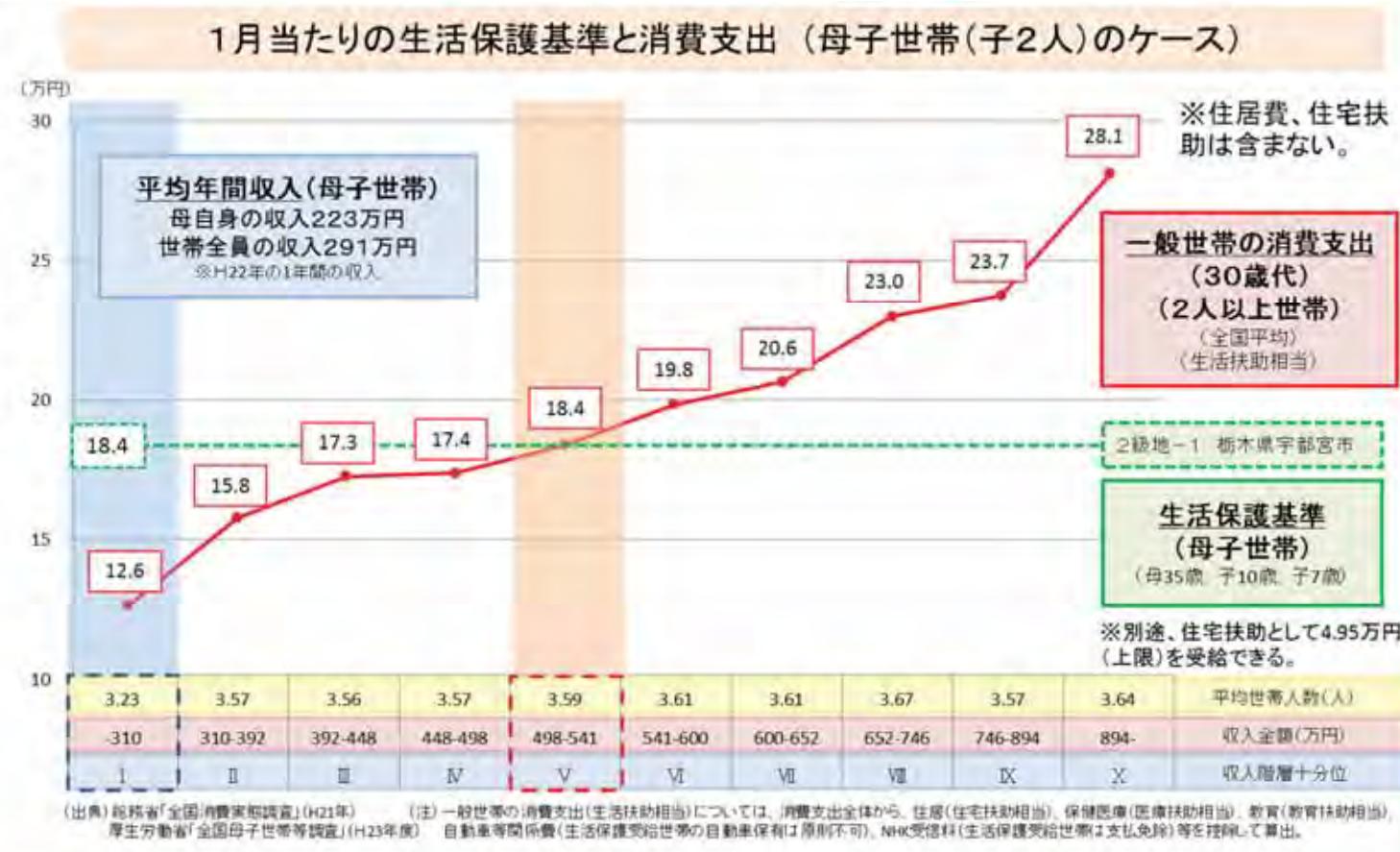
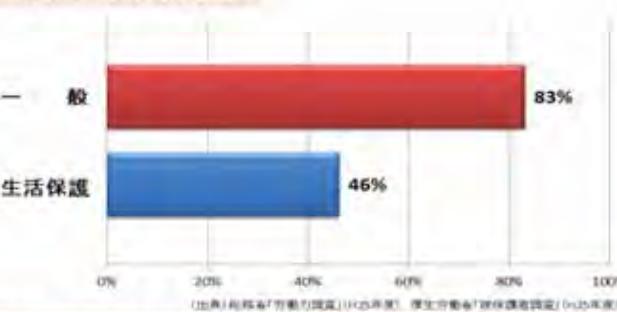
【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「足下の経済雇用情勢を踏まえ、就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組むとともに、生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う。さらに、平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、その制度全般について予断なく検討し、必要な見直しを行う。」

【論点】

- 各種加算については、就労・不就労にかかわらず、一律となっている。
- 例えば、母子世帯の場合、生活保護受給母子世帯の就労率は、一般母子世帯に比べて低い。
- 他方、母子加算を含めた生活保護費の水準は、就労努力にかかわらず、世帯構成が類似する一般世帯の中位の階層と同等の基礎的な消費生活を可能とする水準となっている。

母子世帯の就労率



【改革の具体的な方向性】（案）

- きめ細かい就労支援を行うとともに、一部の加算については就労努力に応じたものとするなど、就労インセンティブを高めるかたちに見直すべき。

【検討・実施時期】（案）

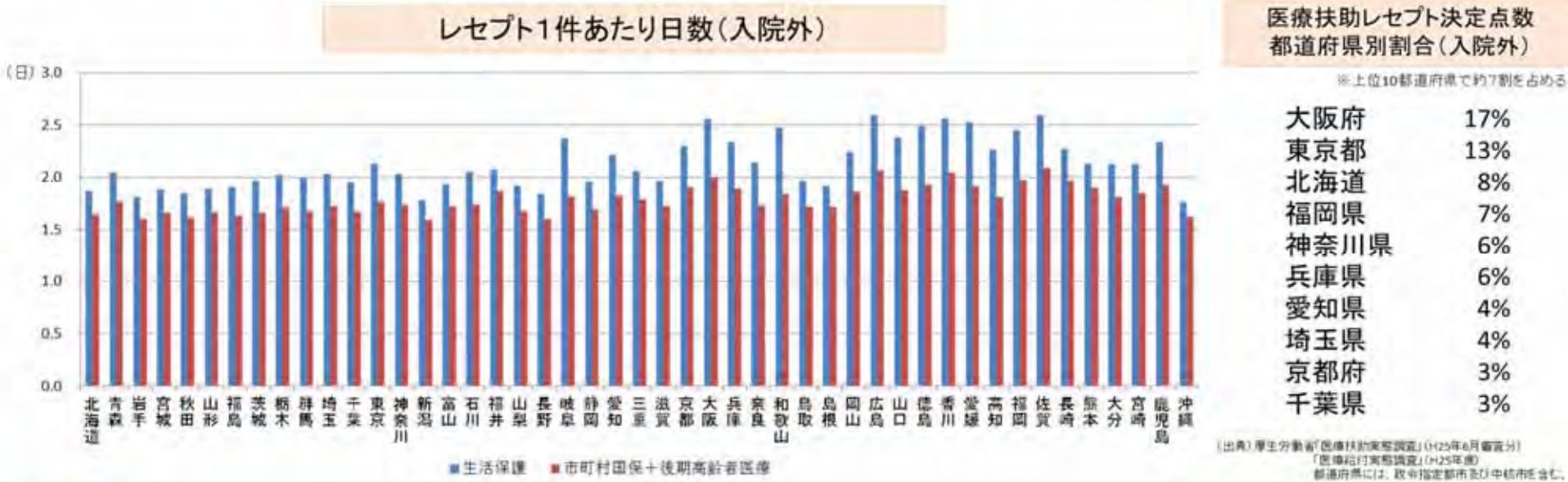
- 一部の加算については、他の政策支援を考慮に入れつつ、速やかに検討を開始し、できる限り早い時期に結論を得る。

【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「足下の経済雇用情勢を踏まえ、就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組むとともに、生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う。さらに、平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、その制度全般について予断なく検討し、必要な見直しを行う。」

【論点】

- 入院外医療扶助費は4,000億円を上回る（平成25年度）が、入院外のレセプト1件あたりの日数を生活保護と国保等を比較すると、全ての都道府県において生活保護が国保等を上回っており（平均：1.23倍、最大：和歌山県1.34倍）、頻回受診等の可能性がある。



【改革の方向性】（案）

- ① 生活保護受給者の頻回受診や健康管理に係る指導、不当な医療扶助等を行う指定医療機関に対する指定の取消しなどの措置を徹底すべき。
- ② 国民健康保険制度等における外来受診時定額負担の導入に向けた検討の結果を踏まえ、医療費の一部自己負担の導入を検討すべき。

【検討・実施時期】（案）

- ① 現行制度で可能なことは、できる限り早い時期に具体的な内容について結論を得て、速やかに実施する。
- ② 国民健康保険制度等における外来受診時定額負担の導入に向けた検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。

【KPIの在り方】（案）

- 平成28年度中に、各都道府県等における頻回受診抑制、健康管理等に関する取組計画を策定。レセプト1件当たり日数（入院外）の改59善（例えば、国民健康保険等における日数を目標として設定することが考えられる）。

【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「足下の経済雇用情勢を踏まえ、就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組むとともに、生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う。さらに、平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、その制度全般について予断なく検討し、必要な見直しを行う。」

【論点】

- 医療扶助においては、後発医薬品の使用は進んできているものの、全体平均で処方全体の約4分の3を占める院外処方は61%、院内処方は52%の使用にとどまっている。また、都道府県等別にみると、地域差が見られる。

生活保護法（抜粋）

（医療扶助の方法）

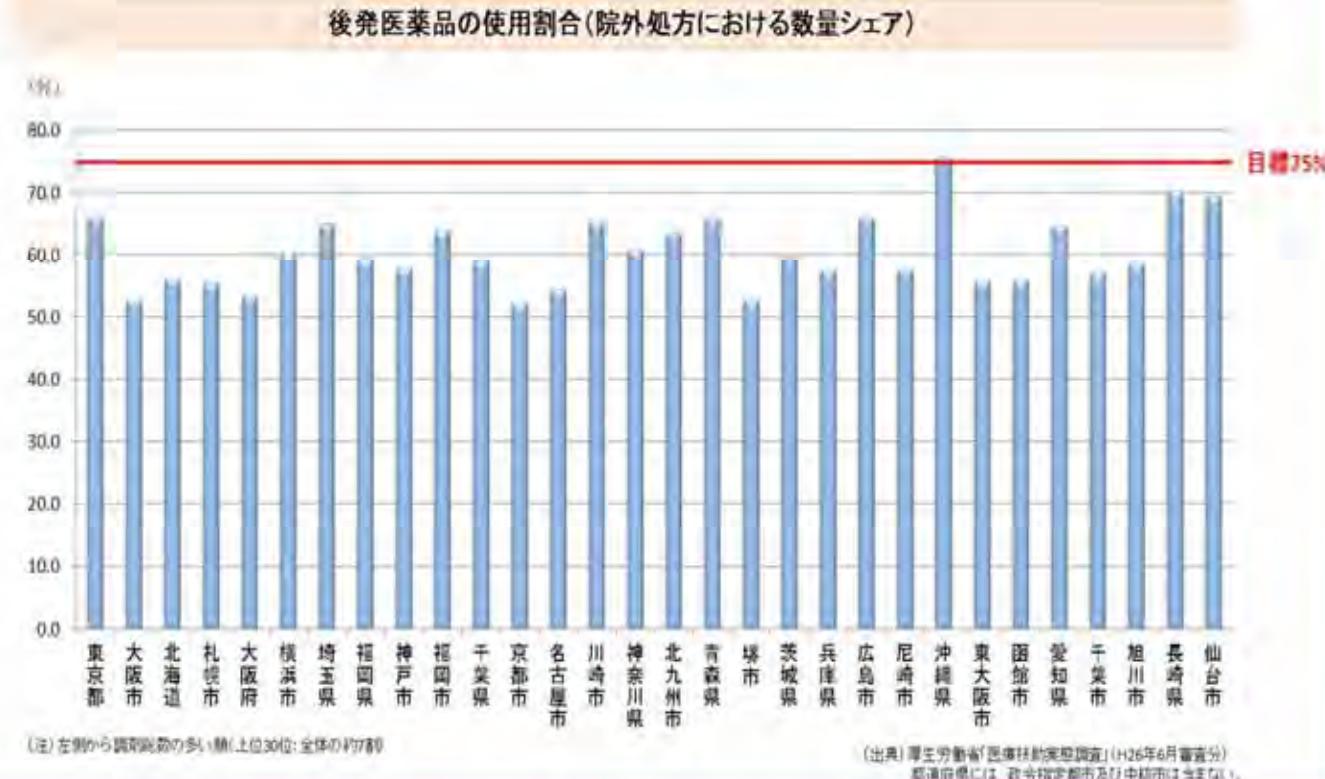
第34条 第3項（略）医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品…を使用することができると認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

後発医薬品の使用割合（数量シェア）

	院外処方	院内処方
H25年	47.8%	49.2%
H26年	61.0%	51.6%

※生活保護全体では
58.7%（H26年）

（出典）「医療扶助実態調査
(各年6月審査分)」



【改革の具体的な方向性】（案）

- ① 後発医薬品の使用割合の目標（現行75%）の達成に向けて、取組を加速するため、達成期限を設定すべき。
- ② 国民健康保険制度等における特許切れ医薬品について保険給付額を後発医薬品の価格に基づいて設定する制度の検討を踏まえ、後発医薬品に基づく医療扶助基準の設定を検討すべき。

【検討・実施時期】（案）

- ① 後発医薬品全般の使用割合の目標を踏まえ、平成29年央までに、医療扶助の後発医薬品の使用割合の目標（現行75%）を達成する。
- ② 国民健康保険制度等における特許切れ医薬品について保険給付額を後発医薬品の価格に基づいて設定する制度の検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。

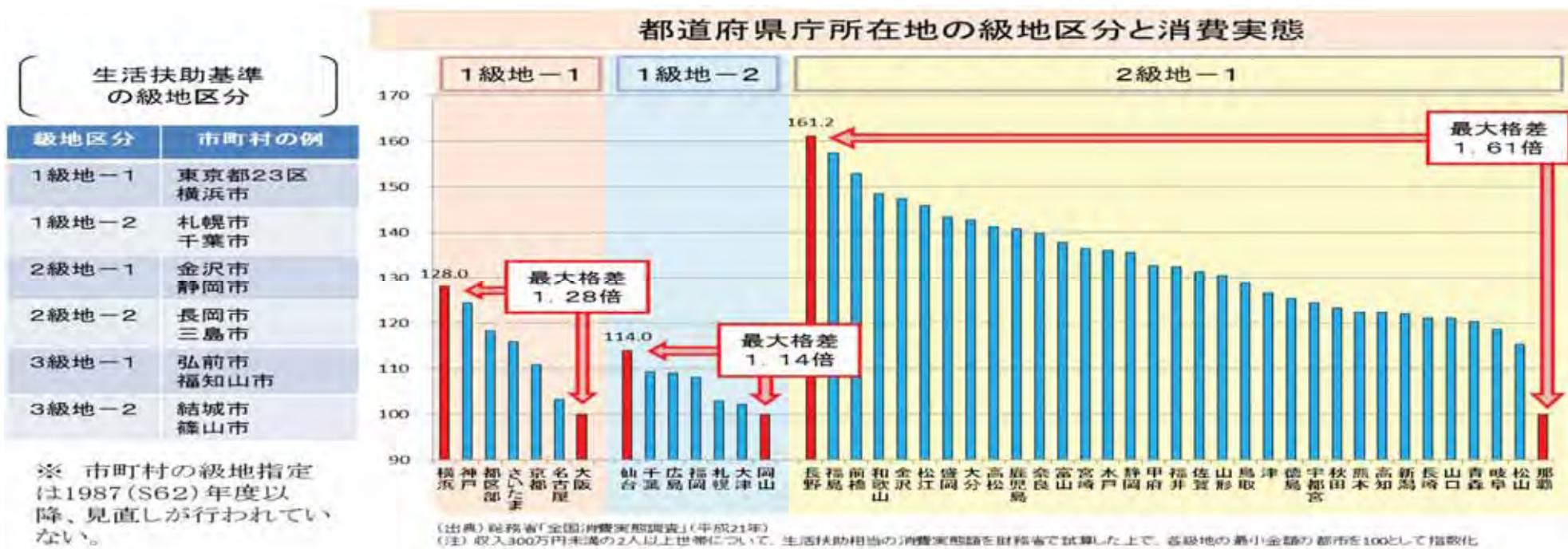
地域実態に合わせた生活扶助の見直し

【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「足下の経済雇用情勢を踏まえ、就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組むとともに、生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う。さらに、平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、その制度全般について予断なく検討し、必要な見直しを行う。」

【論点】

- 生活扶助基準においては、地域ごとの生活水準を反映するため、全国を6つの級地区分に分類。級地区分が同じであれば、生活扶助額は同一。しかしながら、同じ級地区分に属する地域間において、それぞれの地域の一般低所得者の消費実態を比べると、1.1倍～1.6倍の格差がみられる。



【改革の具体的な方向性】（案）

- よりきめ細やかな地域実態に合わせた生活扶助基準を設定すべき。

【検討・実施時期】（案）

- 平成29年度の生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度の在り方について検討を行い、その結果を踏まえて、所要の措置を講ずる。

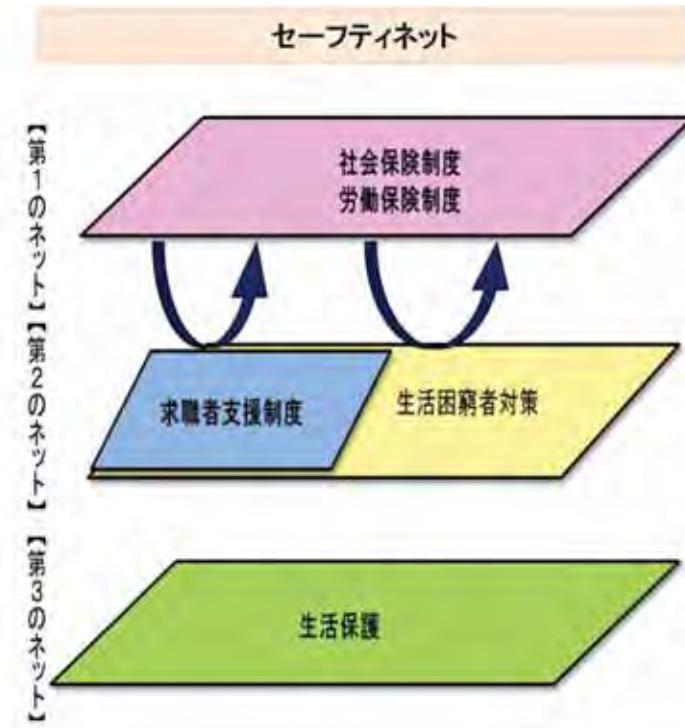
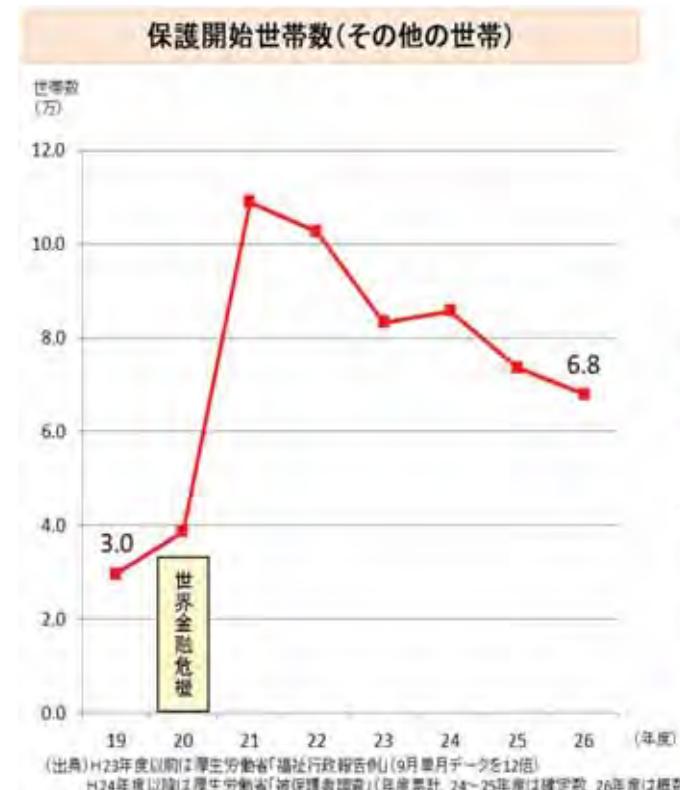
第2のセーフティネットについて

【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「生活困窮者自立支援制度について、質の高い支援が適切に提供されるよう、その着実な推進を図る。」

【論点】

- 就労可能と考えられる生活保護の「その他の世帯」の保護開始世帯は、経済雇用情勢の好転にもかかわらず、世界金融危機前の水準の2倍を超えている。
- 第2のセーフティネットとして、平成23年度から導入された求職者支援制度について、期待されている機能を十分果たしているとは言い難い。
- 平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度については、これを着実に推進し、第2のセーフティネットの機能を果たしていくことが期待されるが、今後よく検証していく必要がある。



【改革の具体的な方向性】（案）

- 生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営するとともに、生活保護の前に求職者支援制度等の利用を積極的に促すなど、各種制度の連携機能を強化すべき。

【検討・実施時期】（案）

- ① 生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度の運用の改善等、現行制度で可能なことは、速やかに検討を行い、できる限り早い時期に具体的な内容について結論を得る。
- ② 平成29年度の生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について検討を行い、その結果を踏まえて、平成30年通常国会への法案の提出等の所要の措置を講ずる。

雇用保険の国庫負担の当面の在り方

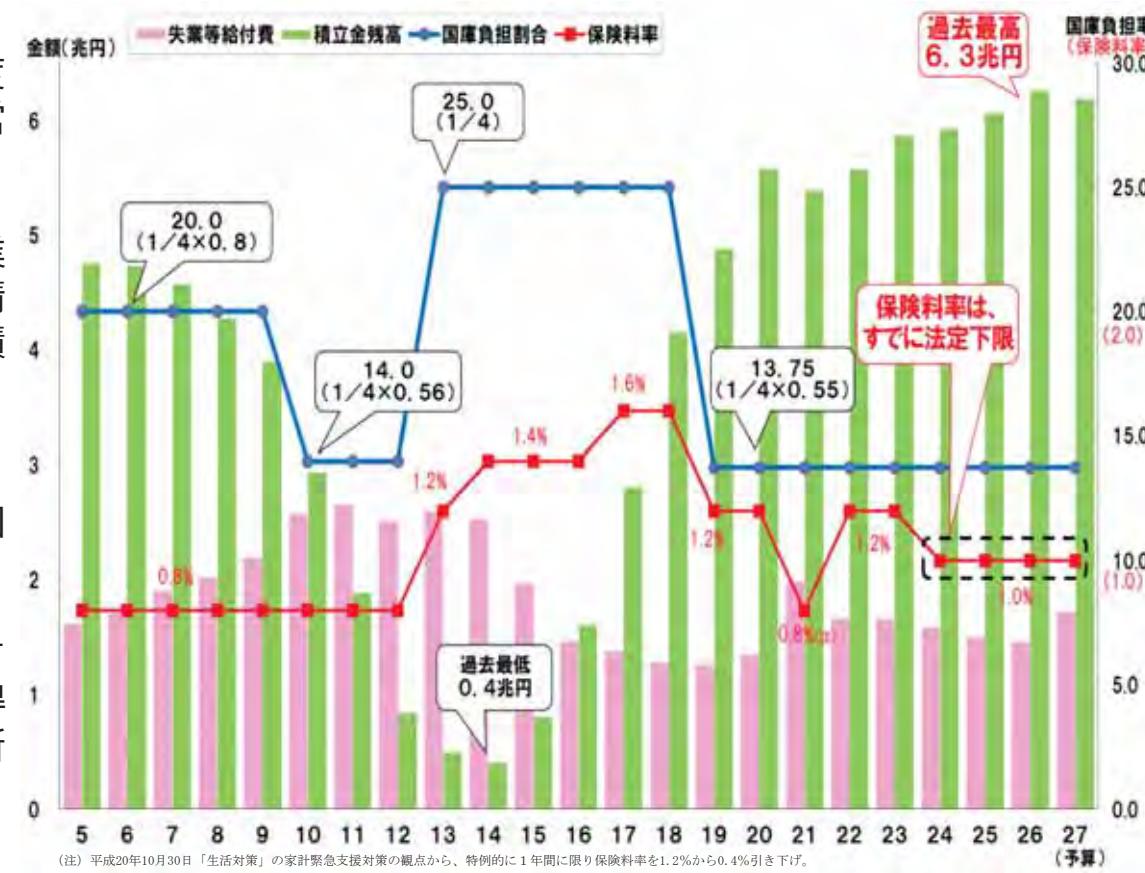
【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「雇用保険の国庫負担の当面の在り方について、国庫負担について規定した平成23年改正による雇用保険法附則第15条の規定、経済雇用情勢の好転、雇用保険財政の状況、これまでの経緯、公労使での議論も踏まえ、検討する。」

※「雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。」（雇用保険法（昭和49年法律第116号）附則第15条）

【論点】

- 失業保険制度については、労使の共同連帯による保険制度であり、主要国の失業保険制度は、労使の保険料による運営が基本となっている。
- 一方、我が国においては、経済雇用情勢に関わらず、失業等給付の一定割合を負担する制度となっており、経済雇用情勢が好転した場合には、厳しい財政状況にもかかわらず、積立金の増加に貢献する結果となっている。
- 現在、雇用保険料率が法定の下限の1.0%（労使折半）となっている上、積立金の規模は、失業等給付の4年分を上回るものとなっており、当面、国庫負担の停止は可能である。
- なお、失業等給付は、所得によって給付割合に差を設けているものの、従前の所得に応じて給付額を算定する（高所得者は高い給付を受ける）ため、国庫負担分についても、高所得者に手厚く配分されることとなる。



【改革の具体的な方向性】（案）

- 積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、国庫が果たすべき役割等を勘案して、当面の措置として、一定規模で国庫負担を停止すべき。

【検討・実施時期】（案）

- 63 当面の国庫負担の在り方については、速やかに検討を開始し、できる限り早い時期に結論を得る。